

經濟論叢

第127卷 第1号

木原正雄教授記念號

献 辞	中 村 哲	
計画化理論と財政問題	池 上 惇	1
連合企業組織形態について	高 昇 孝	14
「自主管理型社会的所有」論の諸問題	長 砂 實	30
「生産の社会化」と社会主義的所有	芦 田 文 夫	49
「社会主義革命の退行可能性」 にかんするノート	上 島 武	69
中国經濟管理制度改革の構想と試行	井 手 啓 二	87
現代資本主義の生産力構造	北 村 洋 基	106

木原正雄 教授 略歴・著作目録

昭和56年1月

京都大學經濟學會

中国経済管理制度改革の構想と試行

井 手 啓 二

I 経済の調整と改革

1976年10月のいわゆる「四人組」追放から4年余が経過した。この間に、中国の社会主義建設の理論と実践は、大きく転換してきた。当初の段階では、この転換は「プロレタリア文化大革命」期（以下、文革と略称）以前の理論と実践への復帰を基調とするものであった。しかし、その後、文革期の清算にとどまらず建国以来、とりわけ1957年の反右派闘争以来の社会主義建設の理論と実践の批判的再検討に深化してきている。このように、現在の中国では、従来の社会主義建設にたいする根底的問い直しという注目すべき過程が曲折をともないながら進行中である。そこでの反省と批判および全く新たな視角からの政策の提起は、当然のことながら多岐にわたっているが、中心論点は、社会主義的民主主義のあり方、および社会主義建設路線における極左的もしくは急進的偏向の二点にむけられている。経済政策の転換もこの例外ではない。

1976年10月以後の経済政策の転換は、文革期にとられた物質的報奨の否定、専門家や実務家の追放、農業面における「一平二調」といわれる平均主義と微発主義、自力更生の一面的強調などの極端な政策を是正し、経済的合理性を再強調することから始まり、1978年2月の第5期全国人民代表大会第1回会議での「国民経済発展十ヶ年計画」（1976～1985年）の提起を間にはきんで、1978年12月の中国共産党第11期第3回中央委員会総会を境とする「調整、改革、整頓、向上」政策の提起として今日にいたっている。

ところで、1976年10月以後、より現実に対応した経済政策への転換が開始されたことは明らかであるが、この過程は一直線に進んできたわけではない。上

記の「国民経済発展十ヶ年計画」から現在の調整政策への転換は、このことを端的にしめしている。

周知のように、今世紀中に中国を「現代化した社会主義強国」につくりあげるといふ大目標のもとに1985年までの期間、工業で10%余、農業で4～5%の年成長率を設定し、その実現のために120項目の大型プロジェクトの建設と過去28年間の基本建設投資額に相当する投資を予定した「十ヶ年計画」は、現実的可能性を欠いた重工業優先の過度に高い日標を設定したために、文革期以来の経済部門間の深刻なアンバランスをかえって激化させ、一年たらずで挫折を余儀なくされた。この点で、この「十ヶ年計画」は、大躍進期(1958～1960年)、文革期(1966～1976年)の政策と共通の欠陥をもっていたわけで、この場合、本来転換すべき方向と全く逆の政策が採用されたことになる。

ともあれ、一種の急進的な躍進政策であった「十ヶ年計画」からの転換を明確にしたのは、1978年12月にひらかれた中国共産党第11期第3回中央委員会総会であった。同時にこの総会で经济管理制度改革の方針が公式に表明され、さらに1979年6月の第5期全国人民代表大会第2回会議において、当面の基本政策は「調整、改革、整頓、向上」の八字方針であることが明らかにされるにいたった。

この時点で明確にされたのは、第一に、重工業優先の過度に高い成長率や蓄積率(国民所得に占める蓄積部分の比率)の設定が、生活水準の抑制や部門間のアンバランスを引きおこしてきた根本原因であること、第二に、経済のアンバランスと経済効率の低下をもたらしてきた要因は、第一の事情だけでなく、第一次五ヶ年計画以来の過度に集権的な現行の行政的な经济管理制度にもあること、以上二点である。ここから、いわば、経済成長戦略の是正ともいふべき調整と経済機能システムの改善を意味する改革の結合という基本方針が生みだされた。

調整の狙いは、長期にわたって継続し、深刻な状況にある国民経済の種々のアンバランスを克服し、総合的均衡をはかって、国民経済を安定成長の軌道に

のせることにある。具体的にはつぎの5つが中心課題とされている¹⁾。

(1)食糧生産とその他の農産物、副業生産物の生産を人口の増加と工業の発展に比較的に適応できるようにする。

(2)軽工業と紡績工業の面では、その伸び率が重工業の伸び率に追いつくか、これをやや上回るようにし、軽工業と紡績業の主要製品の伸び率を国内の購買力の伸び率にはば適応させ、また輸出を大幅に増やせるようにする。

(3)増産につとめ、節約を励行して、当面の燃料、動力と交通運輸の緊迫した局面が緩和されるようにする。冶金、機械、化学などの重工業部門では増産につとめると同時に、質の向上、品種の増加に重点をおく。

(4)基本建設では、断固戦線を縮小して、力を集中して殲滅戦をおこない、工事の質を高め、工事の単価を引き下げ、建設の期間を短縮する。

(5)生産の発展を基礎として、全国農民の集団経済からの平均収入と全国の労働者・職員の平均賃金をひきつづきあげていく。

ここでは調整について詳述できないが、投資や資源の部門間配分の変更とならんで、蓄積率と基本建設規模の適正水準への引下げ措置がとられていることに注目しておきたい。最近の研究²⁾によれば、中国における適正蓄積率は第一次五ヶ年計画期の水準(蓄積率24.2%)なみの25%前後、最大限でも30%以下だとされているが、永年にわたって、とくに大躍進期(1958年33.8%、1959年43.8%、1960年39.3%)および文革期の1970年以後のそれは(1970—1978年平均で33%、1978年は上記理由から36.5%)、この水準を大幅に上回るものであった。これを1979年には33.6%、1980年には30%前後へと引下げる措置がとられている。同様に、1979、1980の両年に、建設中止または繰り延べの非常措置によって基本建設計画規模を500億元に抑制する措置がとられている。もっとも、最近の報道によれば、抑制が思うように進んでいないこと、この水準でも

1) 華国鋒、第5期全国人民代表大会第2回会議における政府活動報告、「北京周報」1979年第27号、27ページ。

2) 裴元秀、劉炳英、李秉忠、最佳蓄積率の探討、「光明日報」1980年6月28日。

過大であることが明らかにされている。ともあれ、1979年より三ヶ年の予定で以上の内容をもつ調整が進められているが、最近では予想された以上に調整の任務が困難であることから、もっと長い時間が必要であるとの論調が強まっている³⁾。

八字方針のなかでも調整とならぶ現段階の経済政策の中心課題である改革とは1950年代初めのソ連をモデルとした現行の经济管理制度に改革をくわえていくことである。現行经济管理制度の改革の必要性は、一部の経済学者によって文革期前の時期にも提唱されていた。例えば、文革期に「中国のリーベルマン」、「経済学界におけるブルジョア実権派の頭目」とみなされ、激しい攻撃にさらされた孫治方の主張⁴⁾などがそれである。しかし、これらの主張は、1960年代初頭の中ソ論争の激化のなかで、ソ連・東欧諸国の経済改革への胎動が資本主義への逆コースと断定されることによって、大勢とはならず押し潰されてしまった。このような歴史的経緯もあり、改革の必要性は、1976年10月以後の比較的早い時期に認識されていたようである。

本格的な改革の必要性にふれた最初の文献は、胡喬木（社会科学院院長）が、1978年7月の国務院のある会議でおこなった講演「経済法則にてらして事を運び、四つの現代化の実現をはやめよう」（公表は、同年10月6日、「人民日報」）である。ついで、同年12月の中国共産党第11期第3回中央委員会総会コミュニケが、現行制度の欠陥と改革の方向をつぎのように指摘し、改革への動きが本格化する。

「いまのわが国の经济管理制度の重大な欠点は権限の過度の集中であり、指導性をもって大胆に権限を下放し、地方と工農業企業に国家の統一計画を前提に、より多くの経営管理の自主権をもたせるべきである。」⁵⁾

ところで、经济管理制度改革は、比較的に整合的な改革成案が準備されて、

3) 「人民日報」、1980年11月6日、11月28日、12月2日参照。

4) 孫治方「社会主義経済的若干理論問題」人民出版社、1979年5月。とくに140～151ページ参照。

5) 「人民日報」1978年12月24日。

一挙に実施されようとしているわけではない。現在、多くの企業は、原材料、電力の供給不足あるいは運輸能力の不足のため操業の一時停止や減産を余儀なくされており、経済管理制度の抜本的改革（大改革）の条件は備わっていない。また改革実施案とそのスケジュールも練りあげられている状況ではない。調査・研究を進めつつ、一応の成果を得たものを試行のうへ実施していくという漸進的でプラグマチックな方法がとられている。調整と改革の関係には相互促進の側面と同時に、矛盾する側面があり、当面の段階の重点は明確に調整におかれている。改革は調整の課題に従属しながら、調整と矛盾しないかぎりで進めるという方針がとられ、抜本的改革には「数年から十数年かかる」⁶⁾と見通されている。

この意味で現在はなお改革の着手・準備段階であるといわなければならないが、小論では以下、現時点で明らかにされているかぎりでの、現行経済管理制度の特徴と問題点、改革の基本構想と試行について概観をおこないたい。

II 現行経済管理制度の特徴と問題点

現行の経済管理制度の改革については、現在、三つの代表的構想があることが多数の文献⁷⁾において指摘されている。

第一の構想は、中央の集中的管理を主として、地方と企業の権限を適当に拡大し、一定範囲内で経済的方法、経済的手段を採用しようとする見解である。この見解は基本上現在の状態を保持しようとするもので、新しい点は一方で1970年改革の是正として中央直属企業および中央分配物資をふたたび増大させ、他方で地方と企業にいくらかの自主権限を与えようとするところにある。

第二の構想は、中央統一指導のもとで、大部分の権限を省、市、自治区に下

6) 梁文森・田江海、調整と改革孰為核心?、「経済研究」1980年第4期、56ページ。

7) つぎを参照。①房維中、現行经济管理体制存在的問題及改革的一些設想、「財貿戰線」1979年9月7日 ②柳隨年、關於我国經濟体制改革方向的探討、「経済研究」1980年第1期 ③廖季立、認真吸收我国经济管理歷史經驗正確確定体制改革方向、「財貿戰線」1980年2月19日、④ 薛暮橋、關於經濟体制改革的探討、「経済研究」1980年第6期。

放し、地方を主とする分散管理を実施しようとする見解である。この場合でも企業の権限の若干の拡大をとまなう。

第三の構想は、主として経済的方法、経済組織を通しての経済管理を主張するもので、企業の権限の相当の拡大に重点がおかれる。

これら三つの構想のうち、文献上では圧倒的に第三の構想が支持されている。少なくとも第三の構想を正面から批判している文献は管見するかぎり存在していない。第三の構想に立つ論者が第一、第二の構想を否定する根拠は、両者とも若干の企業の権限の拡大、経済的方法の利用を志向しているものの、従来の行政的管理制度の枠内での改革を構想しているに過ぎず、生産の社会化の要求に応えることができないと考えるためである。

ともあれ、これら改革構想の相違は、現行制度の問題点の把握についての相違を前提としているはずであるが、第一、第二の構想のそれについて知ることができないので、以下はうへの第三の構想に立つ論者によるものである。

現行の经济管理制度は1950年代初めのソ連をモデルにしたもので、これまでに数次の改革を経てきたが、総じていえばソ連の古い经济管理制度の枠をでるものではなかった。それは、高度に集中した統一的指導を一面的に強調しており、「行政的方法に重点をおいた经济管理であり、真に経済法則によって事を処理するものでもなく、経済的方法を用いて経済を管理するものでもなかった」⁸⁾と特徴づけられている。この制度のもとでは「全人民所有制の国营企業は国家によって直接に指導・管理され、国家が上から下へと企業に指令性の計画指標を示し、企業に必要な生産手段は国家によって供給が統一的に組織された。企業が生産した生産物は、国家の物資部門と商業部門によって買上げられ、生産物の大部分の価格は統一的に規定された。企業の利潤は、一部工場長による基金留保のほか、その他は全部上納され、償却基金も大部分が上納され、企業が行なう固定資産の大修理としてわずかに本来の設計基準が維持できるのみで、価値も増えなければ形式も変わることはなかった。企業の改造、拡張は国家に

8), 9) 何建章, 我国全民所有制经济计划管理体制存在的问题和改革方向, 「经济研究」1979年\、

申請して投資を仰がなければならず、企業が技術革新を進めるには、かならず基本設計画をつくり上級の許可をうけねばならなかった。⁹⁾

以上は、全時期を通じての基本的枠組であるが、建国以来の経済管理制度の変遷は大要次のようであった¹⁰⁾。

(1)1954年以前は、中央統一指導のもとに6つの大行政区を主とする管理がおこなわれた。当時は五種経済が並存していたので、市場の利用や経済的手段の採用に比較的注意され、農業、商業、手工業、相当部分の現代工業にたいして計画指導の下で、財政、税收、信用、価格などの経済的手段と経済契約を通じる管理が実施され、経済生活は比較的活潑であった。

(2)1954年に大行政区が撤廃されて以後とくに社会主義改造の完成後、次第にソ連型の行政管理を主とする中央集権的管理制度が形成された。国营工業、交通、基本建設の計画は指令形式をとり上から下へと下達された。この時期には、中央の統一指導のもとに、中央と省、市、自治区の両級を主とする制度がとられた。多数の大型国营工業企業は中央各工業部が直轄し、その生産額は、工業総生産額の二分の一前後を占めていた。国家計画委員会と中央各部による統一分配物資は532品目（1957年）におよび、国家予算内の基本建設投資の90%前後は中央各部が配分した。当時は、経済発展水準が高くなく、経済構造も比較的簡単で、総合バランスにも比較的注意がはらわれていたので、この種の体制は、物力、財力、技術力量を集中し、156項目を中心とする経済建設を保障し、資源の合理的配分、地域配置の改善、工業化の初歩的基礎を築くうえで重要な役割をはたし、情況は総じて良かった。しかし、経済発展、分業・協業の拡大とともに集中的な行政的管理方法の欠陥が顕在化しはじめた。それは、垂直的な部門管理が部門、地方、企業の横の連繫を分断したこと、および、管理が余りに多く、細部にわたり硬直化し、地方と企業の積極性を束縛したことであら

第5期, 35ページ。

10) 以下の説明は、主としてつぎによった。①廖季立前掲論文(注7) ②季崇威、戎文佐、怎樣改革工業管理体制?、「经济管理」1979年第6期 ③薛暮橋「中国社会主义經濟問題研究」人民出版社, 1979年12月。

われた。

(3)1958年に地方の権限の拡大を中心とする改革がおこなわれた。大多数の中央直属企業が地方に移管され、中央統一分配物資も130余に減少した。国家予算内の基本建設投資の二分の一は、地方が配分し、地方の機動的財源が増加した。企業に対しても利潤留保制度が実施され、企業の財政権限が拡大した。しかし、経済指導にあたって「高指標、盲指揮、共産風」の誤りが犯され、合理的管理制度の侵犯、総合バランスの無視、統一計画の弱化が生じ、国民経済バランスの重大な破壊が生じた。このため、経済秩序が乱れて、工農業生産は大幅に低下した。

(4)1961年より、国民経済の「調整、強化、充実、向上」の八字方針が実行され、総合バランスが強められた。調整の必要から中央は集中統一をあらためて強調し、下放した地方と企業の権限を回収した。中央統一分配物資は592品目になった。同時に、経済的方法を用いて経済を管理する原則が提起され、農業、工業、流通、文教などに関する条例が制定された。中央と地方で一連のトラスト設立の試行がおこなわれた。また農林、水利、文教、衛生、商業、食糧、都市建設など19の非工業部門の基本建設は地方の統一配分に委ねられた。これらの措置は、国民経済の調整、経済生活の混乱の克服に大きな役割をはたし所期の成果をあげたが、経済の好転にしたがって集中的行政管理制度に内在するいくつかの問題が再び問題になってきた。

(5)1966年からの文革期には地方に権限を下放する措置があいついで実施された。とくに1970年前後に鞍山鉄鋼公司、大慶油田をふくむ大部分の中央直属大型企業（軍需工業を除く、2000余の企業）が下放され、中央統一分配物資も減少し、財政上も地方の機動的な財政権限が拡大した。これらの改革によって中央と地方の関係は改善をみた点もあるが、林彪、「四人組」の極左路線のかく乱、破壊により经济管理は全体として半計画・半無政府状態に陥った。同時に下放に不適切な大型基幹企業が下放されたため、地方は管理できず、中央の代行管理が生じ、企業の上級管理機関が増大した。この時期に全国的統一計画、

生産建設の合理的配置、重要生産物の供給と販売のバランスが崩れ、重複生産、重複建設が出現し、巨大な浪費をまねいた。

(6)1976年の「四人組」打倒以後、半計画・半無政府状態を克服するため統一指導と集中が強調され、1978年だけでも中央直属に戻った企業、事業単位は1000近くにのぼった。また地方管理に移されていた生産物は基本的に回収された。

以上の経緯は、基本的には2回にわたって、地方分権と中央集権がくりかえされてきた（「両上、両下」あるいは「両放、両収」）こと、したがって従来の改革は主として中央集権と地方分権との関係の解決にむけられてきたことを示している。部門別縦割り管理であろうと地方別横割り管理であろうと、いずれも行政的方法による管理であり、企業の自主管理権を問題にしてこなかった。今次の改革ではまさにこの点が問題となっている。

行政的管理にとまなう諸欠陥は、つぎのように指摘されている¹¹⁾。

第一の系列の問題は、すべての意思決定権限が国家（中央、地方）に集中され、基層経済単位である企業の手足が縛られていることから生じたつぎの諸問題である。

①企業に計画権、販売権がないことから社会的生産と社会的需要のアンバランスが生じた。

第一次五ヶ年計画には12項目、その後8項目の指令性指標が上級管理機関から企業に下達されたが、いずれの場合もその中心（成功指標）は総生産額であった。製品は国家によって一括購入されたから、売れない商品（滞貨）の増大にみちびいた。たとえば1978年6月末の推計によれば、上半期の工業生産総額に相当する在庫が形成されていた。

②固定資産の償却率が低く、企業が固定資産の更新権をもっていないことか

11) 現行経済管理制度の諸欠陥の説明は、主としてつぎによった。①何建章、前掲論文（注8）

②中国社会科学院経済研究所資料室ほか編「社会主義経済中計画と市場の関係」（上・下）中国社会科学出版社、1980年1月。

ら、技術発展の停滞がもたらされた。

固定資産償却率は、1952年に統一的に制定されて以来、変更がくわえられておらず、全国平均で償却率3.6%（償却期間27年）と極めて低率で実態に合わず、大部分が上納された。更新は基本建設計画に組み入れられ、上級の審査許可をうけねばならず、しかも、引き延ばされるケースが多かった。

③企業の財政権が余りに小さく、生産を発展させる経済的動力を欠いていた。

1958～1962年の期間をのぞき、拡大再生産のための利潤留保は認められず、企業が自主的に決定できる財務権限は極めて小さかった。北京第一工作機械工場の例では企業はわずかに50元までの機動的権限しかもっていなかった。また、企業の成績と従業員の報酬のリンクが極めて弱く、文革期には完全に切断された。

④企業は物資および労働力にたいしても処分権をもっておらず、物と人の能力を十分に発揮させることができなかった。

物資も労働力も計画的な調達・分配の制度が実施され、企業は余剰物資と過剰人員の処置権をもっていなかった。さらに、固定・流動ファンドは無償制であったから、ファンドの退蔵、人員のだぶつき、労働生産性の低下にみちびいた。

第二の系列の問題は、縦割り、横割りの行政的管理が、部門、地域をこえた客観的な経済的連繫を切断することから生じた諸問題である。

ここから生じた最大の問題は、部門、地域間の自給自足化傾向であり、企業レベルでは「小型で完備した」「大型で完備した」（「小而全」、「大而全」）といわれる専門化協業の抑圧であった。資材補給の不足と中断はこの傾向に輪をかけるものであった。

以上の欠陥の指摘は、ソ連・東欧諸国での経済改革論議のなかで指摘された点とほとんど同一である。以上からでてくる改革の一般的方向は、企業の経営管理自主権の拡大、経済指導における経済的方法の拡大、そして専門化協業の展開である。

ソ連・東欧諸国の改革経験からみても、この一般的方向のなかでもいくつかのヴァリエントがあり得る。つぎにこの点に若干立ちいることにしよう。

III 経済管理制度改革の基本構想

ソ連・東欧諸国の経済改革の経験からいえば、経済改革には、ユーゴスラビア型、ハンガリー型、ソ連型といわれる三つのヴァリエント（類型）がある¹²⁾。これにたいし、中国はどのようなヴァリエントの改革を構想しているのだろうか、これが、ここでの問題である。

中国では改革構想についてすでに実におびただしい論文が発表されているが、長期的な抜本的改革の方向は、「計画調節と市場調節の結合」に集約されている。ここでの計画と市場の結合は、結論的にいえば、理論的には W. ブルスの分権モデル、実践的にはハンガリー型改革にかなり近似したものが構想されている¹³⁾。これが改革構想のいちじるしい特徴である。ハンガリー型改革にかなり近似した改革構想という表現は、中国とハンガリーのおかれている客観的主観的諸条件の相違から無用の誤解を招きかねないが、これは、たとえば中国の指導的経済学者と見なされている薛暮橋（国家計画委員会顧問、国家計画委員会付属経済研究所長）がすでに計画と市場の関係についての「われわれの考え方はソ連とも、ユーゴスラビアとも異なっている。ソ連はいぜん過度に計画調節を強調しており……ユーゴスラビアは過度に市場調節を強調している」¹⁴⁾と述べているのとはほぼ同じ意味と理解していただきたい。中国の改革は、最終的には中国式経済管理制度（中国型ヴァリエント）に行きつくであろうが、後発改革国であるためソ連・東欧諸国の改革経験に学ぶうる有利さをもつ中国が、さしあたり、ソ連とユーゴスラビアの中間に位置する改革モデルを志向してい

12) 社会主義経済の機能様式の諸ヴァリエントについては、つぎを参照されたい。ポフダン・グリニスキ（井手・中西訳）、社会主義経済の中央管理システムとその展開、「立命館経営学」第18巻第3号、1979年9月。

13) これをほぼ同一の解釈はつぎのものがとっている。愚士、変動中の中国经济改革、「七十年代」1980年第8期、24ページ。

14) 薛暮橋、計画調節と市場調節、「经济管理」1980年第10期、6ページ。

ることは、現実的可能性、それに要する時間や労力を度外視してもそれ自体意味があり、注目に値する点である。

多数の改革構想が共通して主張しているのは、つぎの点である。

(1)国家計画は、中・長期計画に重点をおき、企業にたいして下達していた指令性指標の多くを参考性指標にきりかえ、価格、利潤、信用、税金などの経済的用具を用いて企業活動を規制する。

(2)企業の必要とする生産手段は、主要原材料、エネルギーなど少数のものを物資部門による計画分配とし、そのほかは注文取引とし市場規制を採用する。

(3)価格の合理的調整とともに、固定価格、制限価格、自由価格を設け価格制度の弾力化をおこなう。

以上はいずれも抜本的改革に属し、当面実現可能なものではない。抜本的改革にかんしてもより細部にわたれば、同じ改革論者のなかでもかなりの相違がみられる。もっとも日につくのは、最終的には指令的計画化の廃止を構想している論者（たとえば何建章、劉国光¹⁵⁾など）とこの改革構想を原理的に拒否し、少数の基幹企業および重要生産物の生産と分配については指令性計画の堅持を主張する論者（王忍之、桂世鏞、徐景安¹⁶⁾など）との相違であろう。これは計画と市場との両者の関係を相互滲透式（互相滲透式）結合とみるか、二つの部分の機械的（板块式）結合とみるかなどの見解の相違とも関係して中国ではなお論議のあるところである¹⁷⁾。後者の構想では、企業は指令性計画をうけとる企業とそうでない企業に二分される。たとえば主要生産手段（燃料、エネルギー、原材料など）、主要消費財（食糧、棉、油、砂糖など）および不足物資の生産と分配をあつかう企業は国家下達計画を実行し（この場合でも国家計画完遂を前提として自主的生産・販売権が認められる）、そうでない企業は市場需要

15) 劉国光・趙人偉、論社会主义經濟中計画与市場的關係、「經濟研究」1979年第5期。

16) 王忍之・桂世鏞・徐景安、論我國經濟管理体制改革的幾個問題、「紅旗」1980年第5期。徐景安、縱我國社会条件出發、実行計画調節与市場調節相結合、前掲「社会主义經濟中計画市場的關係」（上）289～294ページ。

17) 劉国光、略論計画調節与市場調節的幾個問題、「經濟研究」1980年第10期、參照。

にもとづいて自主的に計画をたてて活動するということになる。

もっともうえの両者は最終構想ではかなりの相違をみせるが、当面の実行可能な改革構想では大きな差異はない。当面実行可能な改革としては、国民経済および国民生活に関係する重要物資の生産と分配については指令性指標にもとづいておこなう点については広汎な合意があり、それにもとづく改革の具体的提案がつけられている。ここでは一例として何建章、王積業、吳凱泰三氏の共同論文¹⁸⁾の提案のみを紹介しておく。

まず国家が企業へ下達する指令性指標の範囲については、①国民経済全体に関係する各項の任務、および国民経済と国民生活に重要な影響をおよぼし、かつ国家が統制する能力をもつ生産物にたいしては指令性指標を通して計画調節をおこない、それ以外は市場調節に委ねる。②指令性指標は一般に国家的に重要な不足物資と生産物のみ限定するという二つの方法をあげ、現状からすれば第一案は比較的に行い易く、第二案はそうではないが、長所があるので努力目標とすべきである、としている。

生産手段の取引については、つぎの三つの方法が考えられる。①エネルギー、主要原材料、重要設備をふくむ国民経済と国民生活に関係する重要物資は計画分配をおこなう。分配方法上は、生産建設などの面で重要物資は国家計画任務にしたがって分配供給をおこなうが、一般の零細需要については、物資供給部門が設立する配給機構が供給に責任を負う。国家が分配せず、物資部門が取扱わない生産物は生産企業が自主販売するか物資部門が代理販売をおこない、ユーザーは自由選択購入とする。②国家が批准した基本建設項目および国防、科学研究、文化教育関係の重点投資に要する重要物資は国家が計画分配をおこない、その他は市場調節とする。③不足重要物資についてのみ国家が計画分配をおこなう。

この三種のうち第一の方法は当面の実際情況に比較的適合しており、現行物資管理制度を基礎とする改革によって実行可能であるが、後二者は指令性指標

18) 何建章、王積業、吳凱泰、關於計画調節和市場調節相結合問題、「経済研究」1980年第5期。

の廃止、広汎な市場調節の実施を前提としており、なお条件がそなわっておらず長期的改革の方向として研究課題である、としている。

価格については、現在の不合理な価格を改訂する条件はすでに成熟しているとして、価格水準の全般的安定のもとで供給過剰の生産物の価格を引下げ、供給不足の生産物の価格を引上げるなど価格改訂を一步一步進めること、そのためには現在の単一計画価格制を固定価格、制限価格、自由価格の三種をもつ多種価格制に改めることがまず必要であるとしている。

改革の試行および調査・研究の進展につれて、以上みたような改革提案もしだいに具体化の傾向にある。今後の動きを注視することにしたい。

IV 経済管理制度改革の試行

改革の試行はかなり多方面にわたっている。大国中国にとっては重要な意義をもつ地方（一級行政区）の権限拡大として種々の方式での財政上の自主権限の拡大、対外貿易権の賦与などがすでに実施されている。さらに、專業化協業原則にもとづく專業公司、連合公司の創設など組織構造の改組もかなり急ピッチで進められている。また企業内部の管理制度の民主化改革として労働者・職員代表大会制の復活および企業の中下級幹部の選挙制の試行などの重要な改革も進められている。改革試行の全貌を明らかにするためには、これらの改革についてもふれる必要があるが、ここでは割愛せざるをえない。現在までの改革の試行は、「全般的な体制の変動がないという状況のもとで、下から上への改革を行なっている」¹⁹⁾ことを特徴としており、企業の経営管理自主権の拡大が中心となっている。したがって、ここではこの点にのみしぼってみることにする²⁰⁾。

企業の経営管理自主権の拡大のなかでも試行の中心は、企業の利潤留保・利

19) 趙紫陽、研究新問題把經濟改革搞好、「人民日報」1980年4月21日。

20) わが国で經濟管理制度改革の試行をとりあげた論文につきのものがある。

藤本昭、中国における企業自主権の拡大、「共產主義と國際政治」第5巻第3号、1980年10月。
米沢秀夫、中国の經濟改革、「中國研究」1980年10、11月合併号。

用権および自主生産・販売権の容認の2点である。この点について薛暮橋は「過去一年の制度改革テストをわれわれは二つの面から進めてきた。一つは分配面からのそれで、中央、地方、企業、個人の物質的利益を同時に考慮しつつ生産を發展させ、利益を増やそうとする皆の積極性を引きだしてきた。もう一つは流通面からのそれで、統一買付・一手販売、計画分配の欠陥を打開し、一步一步市場調節の役割を發揮させて、生産と需要のアンバランスの状況を改め始めた」²¹⁾と述べている。

改革の最初の試行は、1978年10月に四川省の6企業において開始された。試行が全国的に普及しはじめるのは、1979年7月下旬に、「国営工業企業の経営管理自主権拡大にかんする規定」、「国営企業の利潤留保実施に関する規定」、「国営工業企業の固定資産減価償却費の使用法改善にかんする暫定規定」、「国営工業企業の固定資産税徴収にかんする暫定規定」、「国営工業企業の流動資金全額の銀行貸付実施にかんする暫定規定」の五文書²²⁾(但し、後二者は1980年から試行)を下部に伝達し、一部の企業を選んで試行するように求めてからのことである。同年11月には「基本建設貸付試行条例」が定められ、基本建設投資の銀行融資へのきりかえが一部の業種と地域に限定して試行されている。1979年中の試行企業は四川省で100企業、全国で3358企業であり、改革企業は予算内企業数の8%、総生産額の3分の1、利潤の40%を占めた²³⁾。1980年上半年期には四川省で300の企業、全国で6600余企業が試行にはいり、同上企業数の16%、総生産額の45%に達している(以上、6月末現在)²⁴⁾。工業局、公司単位での試行がおこなわれている上海市では8月現在、2工業局、29公司、42工場の合計1284企業が試行にはいっており、総生産額と利潤に占める比重も80%前後に達し、「試点」というより「試面」という普及状況にある²⁵⁾。1980年

21) 薛暮橋、關於經濟体制改革的一些意見、「人民日報」1980年6月10日。

22) 五文書の内容は公表されていない。「人民日報」1979年7月29日。

23) 「人民日報」1980年4月11日。企業数は「經濟管理」1980年第8期、28ページによる。

24) 第5期全国人民代表大會第3回會議における姚依林報告による。「工人日報」1980年9月12日。

25) 「人民日報」1980年8月19日。

9月には國務院は國家經濟委員會の「企業自主權擴大試点工作狀況と今後に対する意見についての報告」を批准し、つぎの新しい方針をうちだした²⁶⁾。(1)1981年より試行を全國營工業企業に擴大する。(2)企業の計画權、販売權、價格決定權、輸出および外貨留保權、人事權をさらに擴大する。(3)利潤留保方式の画一性を排除し、改善する。(4)利潤留保方式を工商稅、固定資産稅、所得稅の三稅徵收方式にきりかえる「損益の企業責任制」を一部企業で試行する(1980年中に各省、市、自治区で1~2企業を選んで試行し、1981年には擴大する。四川省では1980年上半年期に5企業で試行され、下半期に10企業に擴大予定)。(5)1981年より固定資産と流動資金の有償利用を実施する(1980年より一部地域で試行中)。

試行狀況はうえのとおりである。以下では試行が先行し、まとまった報告がされている四川省の100企業(84工業企業、16交通・郵政企業)での經營管理自主權擴大の主要内容をみておく²⁷⁾。

第一は、企業の財務管理面の自主權擴大である。利潤留保、減価償却の留保率の引上げ、流動資金の定額超過部分の有償化が新しい内容である。利潤留保は、國家下達の8項目の經濟・技術年度計画指標(生産量、品種、品質、利潤、コスト、原料・燃料・電力消費、労働生産性、流動資金使用額)あるいは前4指標および製品供給契約の達成を条件として計画利潤の3~5%、計画超過利潤の15~25%(業種別に15%、20%、25%の三種の留保率を適用)の留保が認められる。この留保利潤は、生産發展、従業員集団福利、従業員個人報獎金の三用途に用いられる。賃金基金から支払われる個人報獎金は、利潤留保と同じ形成条件で標準賃金総額の17%(計画報獎金12%、計画超過報獎金5%)までがあてられる。個人報獎金の限度は1人平均で月8.5元である。留保利潤を源

26) 「工人日報」1980年9月5日、「人民日報」1980年9月7日。

27) 四川省の試行についての説明は主としてつぎによった。①林凌、四川省一年來擴大企業自主權的試点狀況、「經濟管理」1980年第6期 ②輕工業部經濟體制調研組、四川省輕工業企業擴大自主權試点情況的調查報告、「經濟研究」1980年第4期 ③任壽、四川百個試点企業遠見成效的原因何在?「經濟管理」1979年12期。

泉とする個人報奨金はこれとは別で、いわば追加分である。留保利潤の三用途への使用状況は、それぞれ50%、30%、20%前後である。この利潤留保制は、企業のイニシヤティブと責任、物的インセンティブを高める措置で、100試行企業の事例では、計画利潤4.9億元にたいし実現利潤は1.5億元超過の6.4億元と好成果を生んでいる。実現利潤および計画超過利潤の国家、企業、個人の三者への配分率は第一表のとおりである。利潤の企業留保率はまだ低く、利潤からの報奨金とのリンクも弱い、ともかくも国家、企業、個人の三者の利益が結合され、企業が自力で拡大再生産を進められるようになった意義は大きい。なお、自己資金利用によって生じた利潤増加分は2年間上納が免除され、また銀行信用利用による設備の更新、改造は、完済まで利潤上納は免除されている。

第1表 四川省100試行企業の利潤分配(1979) %

	実現利潤	増加利潤
国 家	92	65
企 業	6.5	28
個 人	1.5	7

「经济管理」1980年第6期, 14ページ。

減価償却金の企業留保比率は40%から60%

に高められ、流動資金有償化は定額部分については従前どおり無利子、定額超過部分は低利子、滞貨にあてられた部分は高利子という方法が採用されている。

第二は、企業の自主計画・販売権の承認である。企業は国家計画の達成を条件として、市場需要に応じる増産や委託加工が認められている。また流通部門が買付ない製品の販売や新製品の試験販売が認められている。調整政策との関連で多くの企業は生産能力をかなり下回る計画課題しか受取っていないので、自主計画生産部分は総生産額の平均20%、高いものは40~60%に達している。多種流通ルート積極的に容認していく物資・商業部門改革が進められているもとでの、自主計画・販売権の容認は、市場メカニズムによる規制、需給バランスの改善に大いに貢献していることが指摘されている。

このほか、人事管理面での中・下級幹部の任免権、従業員にたいする処罰権、輸出による外貨収入の一部の企業留保・利用権の賦与が自主権拡大の内容をなしている。

四川省での試行内容はうえのとおりであるが、企業自主権拡大の成果として一般に(1)企業が受動的な存在から内在的推進力をもつ能動的な経済単位に転化しはじめた、(2)企業が自己発展できる拡大再生産の経済条件を備えはじめた、(3)従業員の企業の主人公としての気風が強まった、(4)経営管理の才能を有する社会主義企業の指導的幹部の成長を促した、という諸点が挙げられている²⁸⁾。

他方、計画、物資、財政、商業、価格など経済管理制度の全般的改革なしに、企業レベルという下から、分配面(タテの改革)と流通面(ヨコの改革)の二つを軸にして部分的に改革が推進されているので多くの矛盾や問題点が生まれている。たとえば現行利潤留保制は、一方で留保率が低く、インセンティブが弱いという指摘があるとともに、産業・企業間での「苦楽不均現象」を生んでいる。四川の例でいえば、生産額利潤率が業種間で欠損(石炭採掘)から31.2%(化学工業)、企業間で2.39%から51%までというように大きくバラついている。この利潤率格差の最大の要因は、現行価格の不合理にある。この問題は、長期的には価格改訂、税制改訂という方法で解決されるであろうが、当面は利潤留保率や個人報奨金の適当な調整など過渡的かつ複雑な方法で処理せざるを得ないであろう。この種の問題を改革の推進を妨げない方法で、バランスをとって解決していくことは、改革を推進する行政当局にとっての重要な仕事になるであろう。

全国的に進められている改革の試行は、全く画一的に進められているわけではない。中位の経済発展水準にある四川では企業単位の自主権拡大が推進されているが、最先進地域である上海市では工業局や公司単位での試行が進められている。利潤留保の方法も四川と上海では異なった方法がとられているし、業種間でも異なるなど多様である。ここでは、残念ながらそれらの問題にたちいることができなかった。

28) 林凌、拡大企業自主権与改革企業管理、「人民日報」1980年5月9日。新華社評論員、拡大自主権給企業帶來四人好处、「人民日報」1980年4月13日。

V 結 語

中国も過度に中央集権的な行政的経済管理制度の改革に着手しはじめた。改革の基本構想は「計画調節と市場調節の結合」であり、ソ連とユーゴスラビアの中間の地点が日ざされている。この方向にむかって、ごくささやかであるが企業自主権の拡大と市場調節の導入が試みられている。一般的に言ってその効果は良好で、おそらく改革は一步一步漸進的に進められていくことになる。大きな国際的影響力をもつ大国中国で、しかも文革10年の悲惨な体験をした国民が、後発改革国としてはかの諸国の経験を吸収しながらどのような経済管理制度をつくりあげていくことになるのか、これは強い関心と期待をひきつける問題である。現存の社会主義国においては、なお社会主義にふさわしい経済運営様式はつくりだされていない。とくに政治的社会的側面においてそうである。

中国ではすでにみたように改革の経済的側面の構想はすでに一定程度しめられている。それはラディカルな転換とも評しうるものである。しかし改革の政治的社会的側面の構想は、甚だウィークである。ハンガリーの経済改革を支えたのは、決して十分ではないにせよ社会主義的民主主義追求の意識的努力と熱意であった。端的に言って、中国の改革においては、この面での同じような努力と熱意は感じられない。この意味では、今のところ中国の改革はハンガリー型改革に近いとは決していえない。これは一つの大きな問題点である。中国の改革に期待されているのは経済的側面以上に政治的社会的側面である。改革の経済的側面の進展ばかりでなく、この面が今後どのように変化し、また改革そのものにいかなる影響を与えていくのかを注視していきたい。

(1980年12月20日)